

【談話】 国公法違反を口実とした政党機関紙配布事件に関わる最高裁判決を受けて

文部科学省は、不当な政治活動敵視の「通知」を撤回せよ

2012年12月11日

全日本教職員組合（全教）

書記長 今谷 賢二

1. 最高裁判所第2小法廷（千葉勝美裁判長）は、12月7日、「国公法弾圧堀越事件」と「世田谷国公法弾圧事件」について、それぞれ上告を棄却する判決を言い渡しました。いずれも、国家公務員が休日に政党機関紙を配布したことが国家公務員法と人事院規則に違反するとして逮捕・起訴された事件です。
2 審段階での判断が分かれ2事件について、原告・弁護団が求めた大法廷での1974年の猿払判決の見直し要求に対して、憲法判断を回避し、2審判決を維持しただけの判決は不当なものであり、「国公法弾圧2事件の勝利をめざし、公務員の政治的・市民的自由を勝ち取る共闘会議」に結集してとりくみをすすめてきた全教としては、極めて遺憾な判決だと言わなければなりません。
2. 判決は、「国公法弾圧堀越事件」について2審判決を維持し、無罪としました。政治的行為の禁止は憲法違反という主張は採用されませんでした。政治的中立性を損なう恐れが実質的に認められない行為は禁止されない」と認めた無罪判決です。一審の有罪判決を破棄した東京高裁判決を支持し、検察側の上告を棄却する判決を下したものであり、国家公務員の政治活動が国公法違反に問われた事件で、最高裁が無罪を確定する判断を示したことは初めてのことです。一方、「世田谷国公法弾圧事件では、逮捕・起訴された国公労働者を「課長補佐として一定の職務権限があった」として有罪（罰金10万円）としています。この有罪判決についても、須藤正彦裁判官は、ビラを配ったことと職務への影響について「合理的に結びつきを認めることができない」として無罪とすべきとの反対意見を述べています。
2つの判決は、国家公務員の政治活動を禁止した国家公務員法や人事院規則によって「禁止の対象とされるのは、公務員の職務の遂行の政治的中立性を損なうおそれが実質的に認められる政治的行為に限られ、このようなおそれが認められない政治的行為や本規則が規定する行為類型以外の政治的行為が禁止されるものではない」とし、堀越事件判決では「管理職的地位になく、その職務の内容や権限に裁量の余地のない公務員によって、職務と全く無関係に、公務員により組織される団体の活動としての性格もなく行われたものであり、公務員による行為と認識し得る態様で行われたものでもないから、公務員の職務の遂行の政治的中立性を損なうおそれが実質的に認められるものとはいえない」と断じています。これまで、全教が国家公務員法の規定に準じて「政治活動を制限する」とされている教育職員にかかわって、一律・機械的な禁止の不当性を主張してことにも合致する判断であり、実質的に「猿払事件」判決を変更したものと言えます。
3. これまで、文部科学省は、公立学校の教育職員が教育公務員特例法によって、「公立学校の教育公務員の政治的行為の制限については、当分の間、地方公務員法第三十六条の規定にかかわらず、国家公務員の例による」とされたことを受け、国政選挙や統一地方選挙などのたびに、教育職員の選挙活動をきびしく制限する通知を都道府県および政令市教委に発出してきました。しかし、今回の最高裁判決は、職務とは無関係に、しかも公務員であるとわからない状況であれば、政治的中立性を損なうおそれが認められないとするものであり、従来の文科省通知の不当性に対する全教の指摘と相通じるものです。全教は、本日、最高裁判決を受けて文科省に対する緊急申し入れを行い、①文部科学省は、今回の最高裁判決を真摯に受け止め、教育職員の政治活動が一切認められないとする立場からの通知を撤回すること、②最高裁判決を受けて、教職員の市民的な権利としての正当な政治活動の自由を保障することを各都道府県教委及び政令指定都市教委に対して、周知し、徹底を図ることを求めました。
4. 全教は、「全体の奉仕者」として国民本位の行政・教育を遂行するためにも、教職員の基本的人権が保障されなければならないと考えます。今回の判決を契機に、憲法と「教員の地位勧告」、ILO基準に沿った労働基本権の回復と市民的政治的自由の確立をめざすとりくみをいっそう強化する決意です。

以上